

修学資金貸付限度額表（月額）

令和5年4月1日現在

（単位：円）

学校種別			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校（専門課程）	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私立	自宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程 （博士前期課程）	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）	—	52,500	52,500				

※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合には、奨学金の貸付月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付限度額との差額を限度として貸付けを受けることができます。

※高等教育修学支援新制度による授業料等の減免額等に相当する額の償還について
 修学資金又は就学支度資金の貸付を受けた者が、新制度による支援が決定し、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合は、貸し付けた額のうち、新制度による授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額に相当する額について、それぞれの給付を受けた日から6ヶ月以内に償還を行うものとします。